

地域づくり組織設立・運営 ハンドブック



福知山市市民生活部まちづくり推進課

令和7年4月 改訂

目 次

1 はじめに	2
2 地域づくり組織とは	3
3 地域づくり組織の要件	3
4 地域づくり組織の活動例	4
5 地域づくり組織の組織例	5
6 地域づくり組織設立イメージ	6
7 STEP1（設立機運醸成段階）	7
8 STEP2（設立準備段階）	8
9 STEP3（運営開始段階）	10
10 活動支援制度の紹介	15

1 はじめに

現在、福知山市の各地域においては、自治会をはじめ、民生児童委員、地区公民館、PTA、NPOなどが様々な活動を行っています。

ところが社会経済情勢が急激に変化する中、多種多様な市民ニーズや複雑化・深刻化する地域課題に対し、これまでのように均一的・画一的な行政サービスでは適切に対応をすることが困難な状況となっています。また、人口減少に伴う過疎化・高齢化の進行や地域活動への無関心層の増大によって、伝統的に培われてきた地域での支え合いや助け合いの関係が希薄化し、自治会などの身近な地縁型コミュニティの維持・運営と担い手の確保が課題となっています。

このような中、従来の自治会や行政だけでは解決できない課題に柔軟に対応するため、地域のあらゆる人たちが協力して活動を展開していく地域づくり組織といった新たな市民主体の仕組みづくりが求められています。

本ハンドブックは、そのような組織の設立及び運営における一助となることを目的に作成しています。

＜福知山市の地域づくり組織一覧＞

(設立順)

団体名	所在地	電話番号
三和地域協議会	三和町寺尾8004	58-4130
夜久野みらいまちづくり協議会	夜久野町額田19-2	37-1116
大江まちづくり住民協議会	大江町河守252	56-1055
中六人部地域づくり協議会	字大内3118	45-8005
上六人部地域づくり協議会	字三俣572	35-0750
庵我まちづくり協議会	字中2117	25-0888

2 地域づくり組織とは

地域づくり組織は、福知山市のまちづくりに関する基本的なルールを定めた福知山市自治基本条例第26条において、「個性豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてその地域の住民等により構成された、包括的な自治組織」と規定されています。

なお、唯一の包括組織として、地域住民及び各団体の人材や情報の効率的かつ効果的な活用のために、地域づくり組織には諸団体との連携及び調整機能が求められます。

3 地域づくり組織の要件

福知山市自治基本条例に規定される地域づくり組織の要件には次のようなものがあります。

- (1) 中学校区や小学校区といった一定のまとまりのある地域で、住民主体の組織であること
- (2) 地域内に同様の団体が重複して存在しないこと
- (3) 地域課題の解決や地域活性化を目指す地域計画が策定されており、それに基づく取組（事業、活動）を実施すること
※地域福祉の推進、地域の安心・安全に関する取組は必須とする。
- (4) 規約に基づいた運営がされていること
- (5) 事務局を設置すること

（事務局活動例）

- 組織の情報発信
- 地域内の各種団体の支援と連携
- 地域の点検と地域の持続に向けた話し合い
- 空き家の調査や空き家バンクへの登録推進
- 移住者への支援
- 他の地域づくり組織との連携
- 市が実施する研修や活動発表などへの参加

4 地域づくり組織の活動例

各地域における活動は、次のようなことが考えられます。地域課題を把握した上で、活動内容を検討していくことが重要です。

運営にかかる事務

組織の情報発信



各種団体との連携



地域福祉の推進

サロン運営



高齢者の健康づくり



安心・安全の取組

見守り活動



防災訓練



交流・移住・定住事業

空き家調査



移住者へのフォロー

地域資源の活用

伝統行事の継承



特産品開発

その他

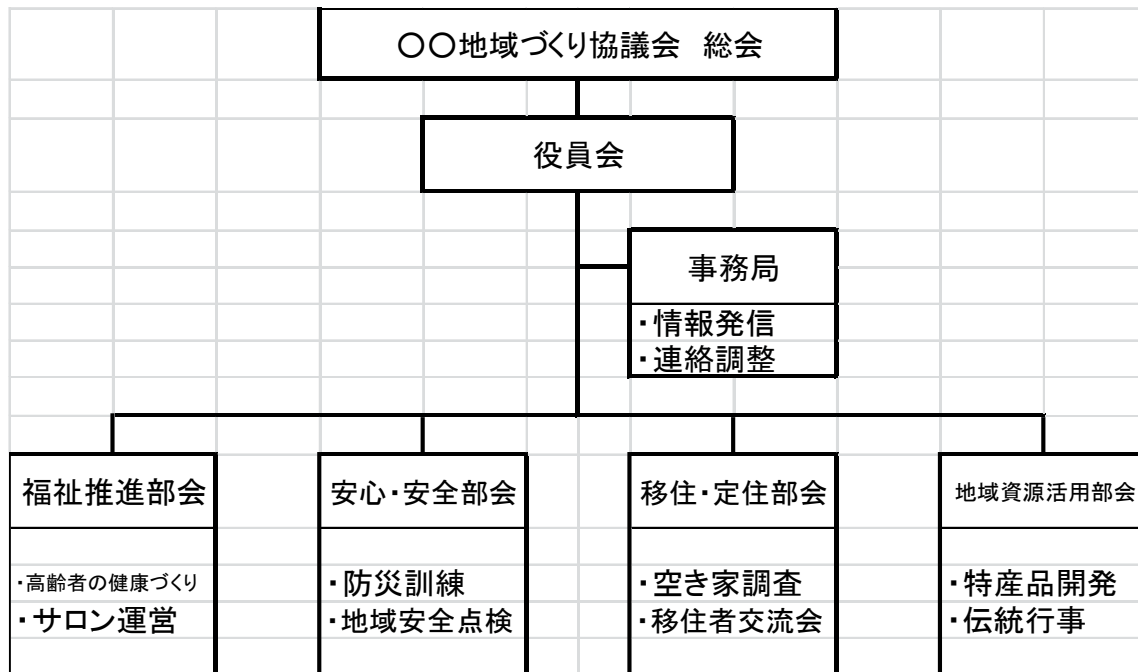
人材育成



清掃・美化活動

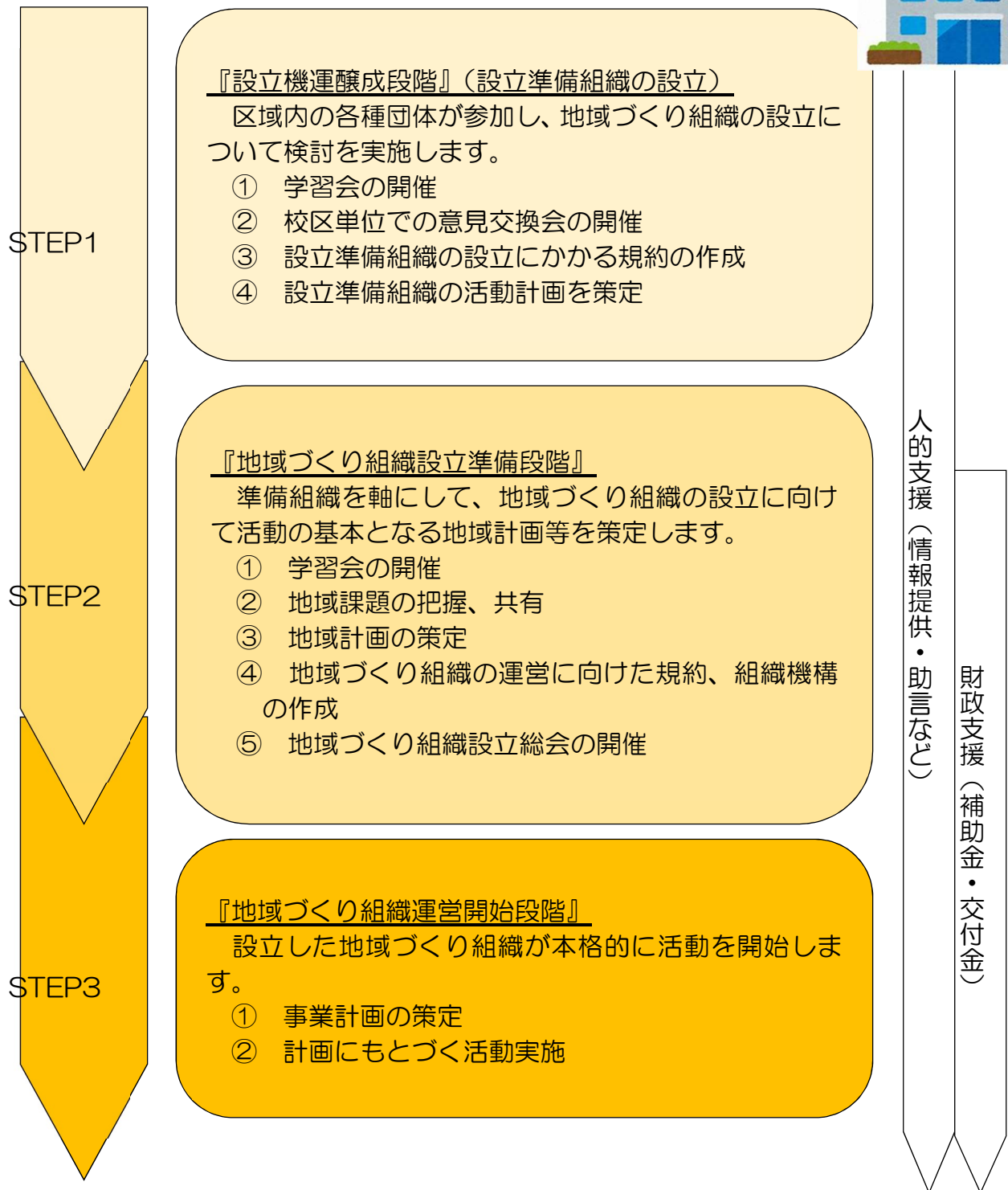
5 地域づくり組織の組織例

地域づくり組織については、次のような組織となることが考えられます。
地域課題の解決や地域活性化のための効果的な組織構成を検討ください。



6 地域づくり組織設立イメージ

地域づくりの設立及び運営開始までには、次のようなステップが考えられます。



地域の課題解決及び地域活性化の実現へ

7 STEP1（設立機運醸成段階）

設立に向けてまずは、地域内の意識の統一が必要になります。地域づくり組織とはどのような団体で、どのような活動をするのかイメージを共有し、設立準備組織の立ち上げを目指しましょう。

地域づくり組織設立準備組織の立ち上げまでには、次のような活動が考えられます。

①学習会の開催

出前講座による、市からの制度説明などにより、中心となって活動される方の共通理解を図ります。



②各種団体との意見交換

地域づくり組織の活動に関係のある地域の各種団体や役員の方に声をかけ、設立の必要性などについて考えていきます。

将来的なイメージを共有することで各種団体の活動においても連携を図ることなどが想像できます。

③規約や計画の作成

設立準備組織の立ち上げのための規約を作成するとともに、それ以降の地域づくり組織の設立総会開催に向けた計画（スケジュール）を策定します。



8 STEP2（設立準備段階）

（１）地域づくり組織の設立に向けた活動

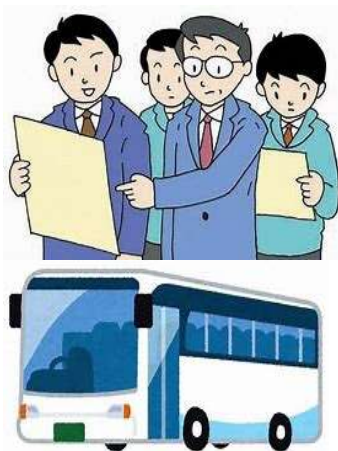
立ち上がった準備組織を軸に、本格的に地域づくり組織の立ち上げに向かっていきます。地域の各種団体や住民においてもより一層理解を深めると共に、具体的な活動に向けた地域計画の策定、また、目的達成のための組織体制を構築していく必要があります。なお、地域計画策定のためには、ワークショップやアンケートなどで地域住民の意識などを把握する必要があります。

地域計画の策定に向けた各種活動実施



【ワークショップの開催】

さまざまな方と交流することにより、地域の課題や強みを再発見していきましょう。また、そこでのつながりから活動のヒントを得ていきましょう。



【先進地視察】

既に組織を立ち上げた地域に赴き、その活動内容や組織構成の在り方を学ぶことで、地域にふさわしい組織の在り方を検討していきます。

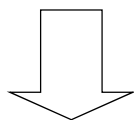
【アンケート調査の実施】

ワークショップなどに参加しにくい方もいらっしゃいます。住民の方の地域に対する思いを把握し、計画策定に生かしましょう。

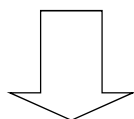


【広報活動】

住民の理解を得るためにも、活動の進捗状況や成果などを地域内で共有することが必要です。



地域計画、地域づくり組織規約・機構図の策定



設立総会開催



(2) 地域づくり組織設立準備支援補助金について

立ち上がった準備組織を軸に本格的に、地域づくり組織の立ち上げに向かう団体に対して補助金を交付します。

補助額 上限 30 万円を
2 年度に分けて申請可

【設立準備支援補助金】

1 交付対象要件

- (1) 中学校区や小学校区などの一定のまとまりのある地域で、地域課題の解決に向け住民が主体となった組織（地域づくり組織）である。
- (2) 地域課題の解決や地域活性化を目指す地域計画を策定している。
- (3) 設立準備団体として規約に基づいた活動をしている。
- (4) 設立準備団体及び地域づくり組織が、地域内に重複して存在しない。
- (5) 概ね 2 年以内に地域づくり組織を設立する予定である。

2 補助金使用用途例

- ・ 講師依頼費用（学習会など）
- ・ 視察費用
- ・ イベント開催費用（ワークショップなど）
- ・ チラシ等の作成経費（準備組織の周知など）

3 交付申請にかかる必要書類

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 団体の構成が分かる書類（構成員名簿など）
- ・ 団体の定款、規約など



4 実績報告

交付申請した事業について事業終了後速やかに実績報告書を提出する必要があります。



←市ホームページQRコード

※各種様式はこちらから
ダウンロードできます。

9 STEP3（運営開始段階）

（１）地域づくり組織の活動

策定された地域計画に基づき、事業計画や予算案を作成しましょう。実際の活動については、各部を単位として動いていくことが予想されます。

また、平常時は、事務局が地域の窓口としての役割を担う必要があります。

（２）情報発信

地域づくり組織の活動を広く発信することで、関心を高め、地域づくり組織への理解や共感、協力につながります。積極的に情報発信を行いましょう。

○ 広報誌の発行

地域づくり組織の運営や活動について、地域住民に周知するためには、広報誌の発行が有効です。定期的に発行しましょう。

○ 報道機関を通じて情報発信

記者クラブを通じて、新聞などに記事を掲載してもらえれば、広く発信することができます。

<記者クラブへの情報提供方法>

情報発信したい内容の資料やチラシなどを１０部用意し、市役所秘書広報課へ提出する。

○ インターネットの活用

広く発信するには、ホームページを開設することも有効な手段の一つです。

イベント等のお知らせや参加者の呼びかけなど周知したい情報を発信します。

ホームページの他にも、Facebook、X、Instagram等のSNSを活用することで、様々な年齢層に情報発信ができます。



(3) 地域づくり組織支援事業交付金について（合併前市区域内の場合）

【地域づくり組織支援事業交付金】

1 交付対象要件

- (1) 中学校区や小学校区などの一定のまとまりのある地域で、地域課題の解決に向け住民が主体となった組織（地域づくり組織）
- (2) 地域計画に基づいて定められた事業計画に基づく活動を実施する。（地域福祉の推進と地域の安心安全に関する事業は必須事業として組み込んでいるものとする。）
- (3) 地域づくり組織として規約に基づいた活動をしている。
- (4) 設立準備団体及び地域づくり組織が、地域内に重複して存在しない。

2 交付金の区分と対象事業費（概要）

区分	対象	内容例	金額（上限）
運営費	人件費	事務局員人件費	2,500,000 円
	管理経費	事務所経費、会議費、研修費	
事業費	地域福祉推進事業	見守り・助け合い、サロン運営	2,500,000 円
	安心・安全推進事業	炊き出し訓練、防災講演会	
	公民館事業（小学校区）	地区公民館行事	
	交流・移住・定住事業	空き家調査、移住者交流	
	地域資源活用事業	特産品開発、地域ビジネス立ち上げ	
	その他地域課題解決事業	清掃・美化活動、人材育成	

○最大：5,000,000 円

ただし、申請できるのは、上限額ではなく、事業の積み上げ額の範囲内

○区域内の世帯数に応じ、上記上限額の合計額に減額率を乗じます。

世帯規模	減額率	交付上限額
3,001 世帯以上	—	5,000 千円
1,001 世帯以上 3,000 世帯以下	0.85	4,250 千円
1,000 世帯以下	0.7	3,500 千円

3 地区公民館負担金について

地区公民館の区域と同じ区域で地域づくり組織を設置する場合、地区公民館との連携と負担の軽減を図るため、地区公民館活動に対しての負担金 240,000 円を上記金額に含んでいます。

4 交付申請にかかる必要書類

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書（年度計画書）
- ・ 収支予算書



←市ホームページQRコード

※各種様式はこちらからダウンロードできます。

6 主な留意点

(1) 交付金申請及び交付時期

交付金申請の締切日は設定していませんが、申請書の提出があった日から交付金（第1四半期分）が交付されるまで約3週間程度かかります。

交付金は4月、7月、10月、1月の4半期に分割して交付します。

(2) 事業計画の変更

大幅に事業計画を変更する場合や交付金に余剰金が発生する場合は、変更申請をしてください。

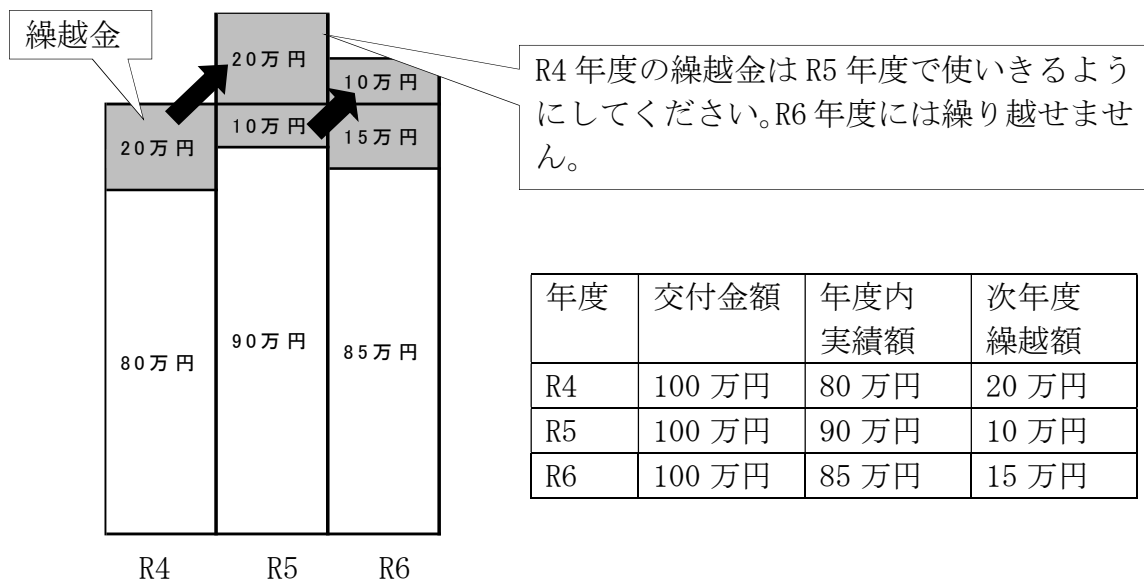
(3) 実績報告にかかる添付書類

- ・ 事業実績の資料（個々の事業実績資料、写真等）
- ・ 事業の収支決算書
- ・ 納品書（写）
- ・ 領収書（写）
- ・ 参考資料（記録写真など）
- ・ その他市長が必要と認めた書類

(4) 交付金の返還及び繰越

当該年度の交付金に余剰が生じたときは、変更申請をして、その余剰金を返還しなければなりません。ただし、翌年度の経費として使用することを条件に、当該年度の交付金の20パーセント以内の金額を繰越すことができます。

【繰越金の例】各年度交付金を100万円として仮定



(5) 基金積立

交付金申請の翌年度から3年以内に着手する事業の財源を計画的に確保するため、当該年度の交付金の15パーセント以内の金額を積立金として設けることができます。積み立てる場合は、積立計画協議書を提出してください。

※ 実績報告に添付する領収書（写）について

- ・ 領収書等に宛名（交付申請書に記載した申請者名と同じであること）、領収日、商品名が記載されているか確認してください。
- ・ 領収書が重ならないようにコピーしてください。

【一般的な領収証例】

202×.3.1
〇〇地域協議会 様
領 収 証
¥ 1,000-
但し、文房具代として 上記正に領収いたしました
〇〇商店 ⑨

【講師謝礼を現金で支払う場合の例】

202×.3.1
〇〇地域協議会 様
領 収 証
¥ 10,000-
但し、〇〇講演会講師謝礼として 上記正に領収いたしました。
住所:〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名: 福知 太郎 ⑨

講師へ振り込みの場合
は、金融機関の振込金受
取書等、支払ったことが
分かる書類を提出してく
ださい。

○ 商品購入時のクレジットカードやポイントカードの取り扱いについて

商品購入時に個人名義のクレジットカード決済やポイントカードの使用は、以下のような問題点が発生しますので、使用しないでください。

- ・ 個人名義の購入となるので、他の個人物品と混在する。
- ・ 個人カードであるため、ポイント等特典がつく。

(4) 自主財源の確保に向けて

地域づくり組織の活動を進める上で当然、財源は必要になります。市からの交付金制度もありますが、より活動を充実させていくためには、それ以外の財源も考えていく必要があります。次のような財源確保の方法を活動内容とともに検討していきましょう。

「会費」 … 自分の地域の活動費として徴収する。

「補助金」 … 前述の交付金以外で利用できるものがないか検討する。

「自主財源」 … 収益をあげる事業により財源を確保する。また、クラウドファンディングの活用なども考えられます。

(5) 金銭管理について

規約に定められた会計年度にしたがって、毎年決められた時期に収支決算書を作成し会計報告をする必要があります。

また、交付金は公金に準ずるものであることから使用用途を明確にし、透明性の高い会計処理を行うようにしましょう。

次のような歳出科目を帳簿整理の参考にしてください。

科目名	説明
報酬	組織の構成員に、勤務日数に応じて与えられるもの
給料	組織の事務に携わる常勤の職員に与えられるもの
報償費	役務の提供に対する謝礼（例：講師謝礼金）
旅費	出張など旅行に関する費用（講師の交通費も含む）
消耗品費	文具や一度の使用で効力を失うもの、また長期保存に耐えず備品の程度にならないものを購入する費用
燃料費	（例：灯油、ガス）
印刷製本費	パンフレットや資料などを印刷や製本するための費用
修繕費	備品等の修理費用
通信運搬費	（例：切手購入や宅配にかかる費用、電話、インターネット代）
広告料	活動の周知にかかり新聞などで広告するための費用
手数料	備品の点検などにかかる費用
保険料	活動にかかり加入した保険代
委託費	業務を特定のものに委託して行わせたときの費用
使用料	（例：会場借上料、駐車場代、高速道路使用料）
備品購入費	長期にわたって使用できる物の購入費用
原材料費	ある物を生産する時の原料・材料購入費用
負担金	研修にかかって参加者が支払う費用

10 活動支援制度の紹介

地域づくり組織の運営や活動を支援する制度を紹介します。
制度の詳細や申請方法等は、制度運営主体へお問い合わせください。

福祉

1 住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金

内容	介護や支援が必要になっても住み慣れた地域でいつまでも生活ができるよう、高齢者の居宅における掃除、洗濯、買物、ごみ出し、庭の手入れ等の多様な生活上の困りごとに対し、同じ地域の住民が主体となって行うささえあうサービスを運営する地域団体や特定非営利法人等を対象にサービス運営に係る経費の一部を補助する。
対象事業	住民主体による介護予防・生活支援サービス事業
補助金額	基本額 20,000 円/月＋加算額
補助金上限	事業内容により異なるため、担当課へお問い合わせください。
対象経費	事務作業及び利用者のサービス調整にかかるコーディネート等にかかる人件費、委託費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、交通費、光熱水費、通信費、保険料、賃借料、会場使用料、研修講師等謝礼、住民主体の多様なサービス展開のためのボランティア活動に関する奨励金（謝礼金）など
対象外経費	飲食等にかかる食糧費、施設整備費、施設修繕等にかかる工事費、自動車又は不動産の取得、従業員の募集又は雇用に要する費用、他の補助制度により、既に補助を受けている経費
問合せ先	福知山市役所 地域包括ケア推進課 TEL：0773-48-9258

2 ふれあいいきいきサロン事業

内容	高齢者や障害のある人、子育て家庭などが身近な場所で集い、交流することで、地域で支え合う関係づくりや見守りにつながることを目的に実施するサロン活動を支援する。 ＜支援内容＞ ・立ち上げや運営、内容などの相談支援 ・サロン交流・研修会の開催（活動者同士の交流や情報の共有、社協からの情報提供） ・福祉出前講座の実施、無料レク用品の貸出 ・活動費助成（提出期間内（主に4～5月頃）の申請が必須）
問合せ先	福知山市社会福祉協議会 TEL：0773-25-3211

3 共同募金助成金事業

内容	市民の皆様から寄せられた共同募金の趣旨に沿い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する活動のために要した経費に対して助成をする。
対象事業	■令和7年度実施の年末年始の福祉活動等 ■令和8年度実施の福祉課題解決に向けた取組み、福祉推進のための学習活動、交流活動等 ※事業実施団体の管理・運営費ではなく福祉事業、福祉のまちづくり推進事業に直接活用されるものであること
申請時期	■令和7年度実施 令和7年6月30日（月）から7月31日（木）まで ■令和8年度実施 令和7年10月30日（木）から11月28日（金）まで
交付時期	令和7年度実施事業・・・令和7年10月（予定） ※プレゼンテーション・審査会（令和3年10月～11月）を経て助成が決定されます。 令和8年度実施事業・・・令和8年6月（予定）
問合せ先	福知山市社会福祉協議会 TEL：0773-25-3211  ←福知山市社協ホームページから 要項及び各種様式がダウンロード できます。

協働

1 地域交響プロジェクト

内容	地域住民自らが相互に協力して地域社会の諸課題の解決に取り組む地域活動が継続して取り組めるよう、周辺住民の協力が得られる環境を整えることや他の活動団体や市町村、府等との連携・協働関係を構築することを応援する京都府の事業 <支援内容> ・地域交響プロジェクト交付金 ・専門家派遣や各種セミナー等による支援 ※詳細は京都府ホームページをご確認ください。  ←京都府ホームページ QRコードからアクセス
問合せ先	中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 TEL：0773-62-2031

物品貸出

地域づくり組織に対して、講座等を実施する際に活用いただける物品を貸し出しています。

貸出物品	・プロジェクター ・HDMI コード ・レーザーポインター
予約方法	・電話予約 ・窓口で予約
予約先	福知山市役所まちづくり推進課 自治協働係 TEL：0773-24-9174

※予約後ご利用日前までに貸出物品借用書を提出してください。